令和5年第2回臨時会

福山地区消防組合議会会議録

2023年(令和5年)6月28日

福山地区消防組合議会

令和5年第2回福山地区消防組合議会臨時会会議録目次

2023年(令和5年)6月28日

議事日程…		1				
本日の会議は	こ付した事件	1				
出欠席		1				
開会·開議·		3				
諸般の報告・		3				
消防業務報告	<u>+</u>	4				
会議録署名議員の指名						
会期の決定・		6				
管理者挨拶·		6				
報第 1号	令和4年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の					
	報告について	7				
議第 9号	福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正					
	について	8				
議第10号	福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	9				
議第11号	財産の取得について	l 1				
閉会]	12				

令和5年第2回福山地区消防組合議会臨時会会議録

2023年(令和5年)6月28日(水曜日)

福山市議会議事堂全員協議会室

議事日程

2023年(令和5年)6月28日 午前10時開議

会議録署名議員の指名 第 1

会期の決定 第2

第3 報第 1号 令和4年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて

第4 議第 9号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につい

第5 議第10号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

第6 議第11号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

1番	浜	本	将	矢			2番	木	村	素	子
3番		谷	久美子				4番	小	林	聡	勇
5番	福	田		勉			6番	安	友	正	章
7番	喜	田	紘	平			8番	宮	本	宏	樹
9番	八	杉	光	乗		1	0番	能	宗	正	洋
11番	土	井	基	司		1	3番	小	JII	清	治
14番	榊	原	則	男		1	5番	岡	崎	正	淳
16番	西	本		章		1	7番	熊	谷	寿	人

18番 池 上 文 夫 20番 早 川 佳 行

欠 席 議 員

12番 連 石 武 則

説明のため出席した者の職氏名

理 者 枝広 直幹 申人 管 理 者 小野 副 浩二 監 査 委 員 林 防 局 消 濵田 善章 長 警 防 部 下宮 正靖 長 総務部総務課 能島 正和 企画管理担当課長 警防部警防課長 木舎 晴可 警防部指令課長 寺山 文宏 北消防署長 高橋 光男 三好 西消防署長 浩正 芦品消防署長 村上 典秀 府中消防署長 穂垣 光浩

理 者 副管 小川 政彦 副管 理者 入江 嘉則 会計管理者 甚田 温子 総務部長 片岡 伸夫 総務部総務課長 曽根 康太 総務部予防課長 下見 育弘 警 防 濱田 信孝 救急救助課長 南消防署長 青木 浩司 東消防署長 杉原 誉輝 水上消防署長 江草 利勝 深安消防署長 吹抜 芳昌

事務局出席職員

 事務局長
 今川真一

 事務局員
 吉岡佑之

 書
 小川大輔

事務局員佐藤美穂書記渡辺宏和

議長(熊谷寿人) おはようございます。

開会前でありますが、4月1日付で職員の人事異動がありましたので、異動した職員の 自己紹介を受けたいと思います。

順次、自己紹介をお願いいたします。

北消防署長(高橋光男) 北消防署長の高橋光男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

深安消防署長(吹抜芳昌) 深安消防署長の吹抜芳昌でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

府中消防署長(穂垣光浩) 府中消防署長の穂垣光浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(熊谷寿人) これをもちまして異動した職員の自己紹介を終わります。

議長(熊谷寿人) ただいまから令和5年第2回福山地区消防組合議会臨時会を開会いた します。

議長(熊谷寿人) これより本日の会議を開きます。

議長(熊谷寿人) ただいまの出席議員19人であります。欠席の届出のあった議員は、

諸般の報告

議長(熊谷寿人) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2023年、令和5年1月分から3月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

12番、連石武則議員であります。

議長(熊谷寿人) これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長(熊谷寿人) 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありましたので、これを 許可いたします。

消防局長。

消防局長(濵田善章) 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

まず、4月に消防業務体制の充実強化及び職場の活性化を主眼としまして、定期人事異動を実施いたしました。また、本年度は11人の職員を採用し、現在は9人が広島県消防学校において6か月間の初任教育を受けているところでございます。

次に、G7広島サミットに係る対応についてであります。5月19日から21日に開催されましたG7広島サミットに本消防組合から12隊40人を派遣いたしました。関係機関と連携を図り、広島空港等で消防特別警戒に当たり、無事任務を終えました。

次に、火災・救急業務の状況についてであります。

お手元に配付いたしております火災・救急統計資料を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。まず、火災の発生状況でございます。過去5年間の推移と本年5月末までの状況につきまして掲載いたしております。本年1月から5月末までの火災の発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり53件で、前年同期と比較いたしまして1件の減となっております。主に建物火災が減少したことによるものであります。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように2人で、前年同期と比較いたしまして4人の減となっております。

損害額は、表の右端にありますように 5,500万円余で、前年同期と比較して 1億5,900万円余の減となっております。

引き続き、関係機関と連携を図り、火災の減少に向けた取組と焼死火災撲滅のため、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発に取り組んでまいります。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと 思います。

続いて、3ページをお願いいたします。救急業務の状況であります。本年1月から5月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり1万355件出場し、8,908人を搬送しており、前年同期と比較いたしまして出場件数で1,056件、搬送人員で581人の増となっております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、5月8日から感染症法の分類が5類に移行され、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりましたが、引き続き感染防止の徹底を図り、今後も救急需要に的確に応えるため、救急車の適正利用と応急手当の一層の普及啓発を図り、より迅速な対応ができるように努めてまいります。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと 思います。

次に、消防力の整備指針に基づく本消防組合の消防施設等整備状況について御報告を申 し上げます。

お手元に配付の消防力の整備指針について御覧いただきたいと思います。

これまでも東日本大震災の教訓や消防を取り巻く環境の変化などを踏まえた改正が行われてきました。このたび、昨今の災害発生状況や消防を取り巻く環境などを踏まえ、現状の消防施設等の整備状況の確認、検討を行い、2022年、令和4年4月1日現在の本消防組合の消防力についてまとめたものでございます。

主な消防施設等の充足率は、消防署所が100%、消防職員数は89.1%、消防ポンプ自動車数は100%、救急車数は100%という状況でございます。

なお、参考といたしまして、下の表に前回の2019年、平成31年4月1日時点の状況をお示ししております。

今後とも、消防責任を果たすため、常備消防と非常備消防が一層連携し、地域住民の安心と安全の確保に努めてまいります。

以上、火災・救急業務を中心として御報告を申し上げましたが、引き続き住民の皆様の安心と安全の確保に向け、職員が一丸となって取り組んでまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(熊谷寿人) これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、6番、安友正章議員及び19番、稲葉誠一郎議員を 指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(熊谷寿人) 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者(枝広直幹) 本日、臨時組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参 集いただき、誠にありがとうございます。

今回提出しております諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と本年度 の主要事業の取組状況について御説明申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

出水期に向けた取組として、5月30日に大規模水害を想定した警防本部設置運営訓練を実施し、災害発生時の情報収集、消防局内での情報伝達、そして関係機関との情報共有について手順等の確認を行いました。今後とも、関係機関と緊密な連携を図るとともに、過去の災害の経験を生かして災害対応力の向上に努めてまいります。

次に、本年度の主要事業の取組状況について御説明を申し上げます。

まず、車両整備についてであります。南消防署鞆出張所と瀬戸出張所へ配備予定の高規格救急自動車2台、消防局へ配備予定の現場指揮広報車1台、そして府中消防署へ配備予定の消防ポンプ自動車1台について5月25日と26日に入札し、落札業者を決定いたしました。加えて、北消防署駅家分署へ配備予定の救助工作車1台についても5月25日に入札し、仮契約を締結しています。

また、東消防署改修事業については、現在、敷地造成や擁壁改修等の工事着手に向けた準備をしているところであります。

以上、消防行政の状況と本年度の主要事業の取組状況について御説明を申し上げました。

今後とも、より一層地域に根差した消防行政に向け、専門知識・技術を有する人材の育成を図り、組合管内全域の住民の皆様の安心・安全のため、消防局長を中心に職員一丸と

なって消防業務に鋭意取り組んでまいります。

本臨時会では、令和4年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてのほか、財産の取得についてを提出しております。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。

日程第3 報第1号 令和4年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第3 報第1号令和4年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長(能島正和) 失礼いたします。報第1号令和4年度福山 地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和4年度に福山地区消防組合一般会計において議決をいただいておりました 繰越明許費の翌年度への繰越額が決定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2項の規定により御報告するものでございます。

繰越事業は、消防施設復旧事業、消防装備整備事業、消防自動車等整備事業の3件で、 議決をいただいております繰越限度額2億2,295万7,000円に対しまして、翌年 度繰越額が2億1,880万1,100円となったものでございます。

事業に係る財源内訳につきましては、表の各欄に記載のとおりでございます。

繰越理由は、いずれも事業実施について関係者との協議に日時を要したためであり、完成予定年月日につきましては、参考欄に記載のとおりでございます。

なお、消防施設復旧事業水上消防署浮き桟橋等復旧工事は工事が完了し、明日、6月2 9日に完成検査を受ける予定としており、消防自動車等整備事業南消防署救助工作車Ⅲ型 につきましては、6月20日に納車されており、運用開始につきましては、7月上旬を予 定しております。

以上、御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(熊谷寿人) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして報第1号を終了いたします。

日程第4 議第9号 福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第4 議第9号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務部総務課長(曽根康太) 失礼いたします。議第9号福山地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

まず、改正理由ですが、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されるとともに、今後、同感染症の変異型が新型インフルエンザ等に該当することとなり、再び同様の手当が必要となった際の規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですが、新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う救急業務、そのほか管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合、1勤務日につき4,000円、それ以外を3,000円の支給としていたものを、特定新型インフルエンザ等の患者等に対して緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認める救急業務に従事した場合、1勤務日につき4,000円、それ以外の業務に従事した場合、1勤務日につき1,500円をそれぞれ超えない範囲内において支給するよう改めるものです。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日からといたしております。どうぞ よろしくお願いいたします。

議長(熊谷寿人) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(替成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第10号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第5 議第10号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

総務部予防課長(下見育弘) 失礼いたします。議第10号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

今回の条例改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(令和5年総務省令第8号)が公布され、急速充電設備に係る規定及び喫煙所に設置する標識等に係る規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、まず、急速充電設備の改正に伴う背景でありますが、カーボンニュートラルなど脱炭素社会の実現に向け、電気自動車等の需要増加、大型電動車として電動バス及び電動トラックなどの普及拡大に伴い、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることから、全出力の上限が撤廃され、取扱いが整理されたことに伴う改正省令に準じて電気自動車等に充電するための急速充電設備に係る規定の改正を行うものであります。

アについてでございますが、省令の改正により、これまで全出力が200キロワット以下であった急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、充電対象を拡大したこと、 また、コネクターを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充 電設備にあっては、充電ポストを含むこととしたこと、イについてでございますが、分離型の急速充電設備に付帯する充電ポストの取扱いについて、これまで筐体を不燃性の金属材料で造る必要がありましたが、その必要がなくなったこと、また、屋外に設置する場合、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がなくなったこと、続いてウについてでございますが、急速充電設備を手動で緊急停止することができる装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに速やかに操作できる箇所に設置することとしたこと、エについてでございますが、主に保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について講じる措置の適用を受けないこととなったこと、また分離型の急速充電設備にあっては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには蓄電池を内蔵してはならないこととしたものです。

次に、喫煙所に関する事項の改正であります。

改正内容といたしましては、劇場、映画館及び大型店舗等に設置された喫煙ルームなどには喫煙所と表示した標識を設置することとなっていますが、省令改正により、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は重複して設置しなくてもよいこととしたこと、また、禁煙または火気厳禁及び喫煙所と表示した標識と併せて設置する図記号については、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格が適合するものとしなければならないこととしたものです。

その他、規定の整理を行うものであります。

なお、改正後の条例の施行日につきましては、公布日としますが、急速充電に関する事項につきましては、2023年、令和5年10月1日から施行するとともに、その他必要な経過措置を規定するものとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(熊谷寿人) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第11号 財産の取得について

議長(熊谷寿人) 次に、日程第6 議第11号財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

企画管理担当課長。

総務部総務課企画管理担当課長(能島正和) 失礼いたします。議第11号財産の取得について御説明申し上げます。

議案説明資料を御覧ください。

本議案は、福山地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第 2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得いたします救助工作車Ⅲ型は、北消防署駅家分署へ配備しています現有車両を 更新するものでございます。主な艤装といたしましては、最大吊上げ能力2.9トンのクレーン装置、最大牽引力5トンのフロント及びリアウインチのほか、屋上上昇式照明装置 を搭載しております。取得価格は1億6,918万円、契約の相手方は福山市南手城町四 丁目8番18号中央デーゼル株式会社でございます。納入期限につきましては、2024 年、令和6年3月29日としております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(熊谷寿人) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷寿人) これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(熊谷寿人) 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(熊谷寿人) 以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。 これをもちまして令和5年第2回福山地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。 御協力ありがとうございました。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 熊 谷 寿 人

福山地区消防組合議会議員 安友 正章

福山地区消防組合議会議員 稲 葉 誠一郎